

区における行政への参加の考え方の概要 ～区民会議のリニューアルに向けて～ 1 / 3

第1章 総論

1 目的

- これまでの区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能について、これまでの制度運用の経験や、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」の提言、区役所に求められる機能等を総合的に検討し、区における暮らしやすい地域社会の実現に向けて、自治基本条例第22条の制度趣旨を踏まえて、「区における行政への参加」の機能を具現化する「新しい参加の場」のしくみの構築を目的とする。

2 位置付け

- これまでの区民会議に代わる「新しい参加の場」のしくみや、今後の取組に関する基本的な考え方及び枠組みを定めるもの。

第2章 自治基本条例における区民会議の位置付け

1 市民自治

川崎市では、市民自治を確立するため、平成16（2004）年12月に「自治基本条例」を制定し、翌年4月に施行した。以下で、市民自治と区民会議に関する内容を整理する。

（1）基本理念

- 同条例4条では、自治の基本理念を明らかにし、市民と市が、共に市民自治の確立を目指すこととしている。

（2）自治運営の基本原則

- 同条例5条で、市民、議会、市長等が共に担っていく川崎市の自治運営の基本原則として、3つの原則（情報共有、参加、協働）を定めている。

（3）区及び区役所の位置付けと区長の役割

- 同条例「第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等」、「第3節 市長等」のなかに、「第3款 区」として、市における区及び区役所の位置付けについて規定している。
- 同条例19条で、法に定める区及び区役所のあり方だけではない市における位置付けを定めている。
- 同条例20条で、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、区長が果たすべき役割を定めている。

（4）区民会議

- 同条例22条で、「参加の原則」を「区」で制度として保障するものとして、それぞれの区に、区民によって構成される会議（通称「区民会議」）を設置することを規定している。
- 区民会議は、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議し、区長及び市長等は、その結果を尊重し、区政に相当する「区における暮らしやすい地域社会の形成」や市政へ反映するよう努めることを定めている。

2 これまでの区民会議の取組

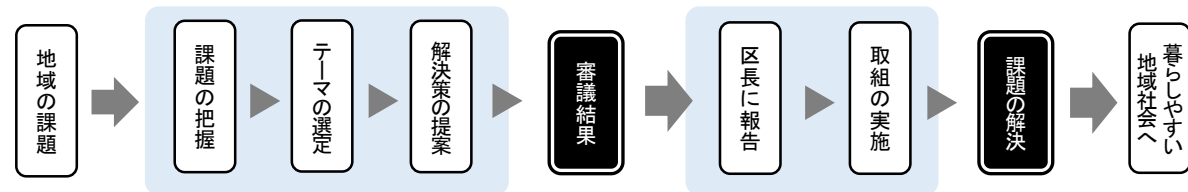
（1）位置付け

- 調査審議を行う市長の附属機関として各区に設置

（2）構成

- 団体推薦、公募、区長推薦の委員20人以内、任期2年
- 市議会議員、県議会議員は参与として出席

（5）区民会議を通じた参加と協働による課題解決の流れ



（6）主な取組課題

川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
（第5期） 各家庭での防災意識の啓発	（第2期） 地域コミュニティ活動の推進	（第6期） 災害に強い、エコーなまちづくり	（第2期） 地域防災とコミュニティ	（第3期） 坂道を活かした活力づくり	（第1期） 子どもが外遊びを体験できる場	（第6期） ふるさと麻生づくり

第3章 区民会議のあり方検討の経過

1 区役所改革の基本方針

- 今後の区役所の果たす役割と取組の方向性を明らかにするため平成28（2016）年3月に策定した。

（1）区役所の果たすべき役割

- 区役所は、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことを区役所の果たすべき役割の基本的な考え方として、3つの「めざすべき区役所像（①市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所、②共に支え合う地域づくりを推進する区役所、③多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所）」に基づく取組を推進することとしている。

（2）区民会議のあり方の検討

- 審議結果を受けた実践活動の手法などの課題があることから、新たな区民会議のあり方については、より多くの市民が当事者意識を持てるよう、身近で小さな単位での実施など、地域づくりに向けた取組との関係性を含めて検討を進める。

2 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会提言

- 区役所改革の基本方針を踏まえ区における市民自治の観点から、「共に支え合う地域づくり」について検討し、その結果を平成29（2017）年3月に提言として取りまとめた。

提言：参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ

- 区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考える。

提言：その他関連する制度等との関係

- 「新たなしくみ」の検討にあたっては、市民自治のあり方全体として視点を持ちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方の整理が不可欠と思われる。

3 これからのコミュニティ施策の基本的考え方

市民創発による持続可能な暮らしやすい地域を実現するため、平成31（2019）年3月に策定した。

（1）市民創発の共有

- 新たに「市民創発」という考え方を共有し、市民自治と多様な価値観を前提とした豊かで持続可能な都市型コミュニティの形成を目指していく。

（2）既存施策の方向性

- これまでの区民会議は「参加と協働による地域の課題解決」を目的に設置され、課題解決に向けた調査審議を行ってきた。また、調査審議結果を区長に提出し、区長はこれを区行政及び市政に反映するよう努める「区における行政への参加」の機能も併せて担ってきた。
- 「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待されることから、「新たなしくみ」に引き継がれる。「区における行政への参加」の機能については、区民の多様な意見を反映する制度のあり方について検討を進める。

4 区民会議意見交換会及びアンケート調査

- 各区の区民会議委員を対象とした意見交換会及び同委員へのアンケート調査を行った。
- 「区や地域に興味をもつきっかけができた」など参加のしくみとしての有効性も確認された一方で、「他の会議との重複感」、「委員構成に偏りがあった」といった課題もあげられた。
- 任期2年、人数20名などを固定的に定めた区民会議条例の規定等により、指摘された課題の解決が難しかった面もあったため、柔軟な見直しができるしくみが求められた。

5 コミュニティ施策検討有識者会議

学識者から、区における行政への参加について助言（以下は抜粋）を受けた。

制度理念：これまでの課題を改善し、万能に全ての機能を担う単一の会議体を設置することは難しいため、単体の会議体ではなく、例えば既存の広聴等と補完しながら、全体として新たな区民会議システムを構成するのはどうか。

区における行政への参加の考え方の概要 ～区民会議のリニューアルに向けて～ 2 / 3

第4章 区における行政への参加の基本的な考え方

1 検討における要点

これまでの制度運用における課題や、関連する方針、施策における取組を踏まえて、「新しい参加の場」のしくみを構築するため、「区における行政への参加」の検討における要点を整理する。

（１）区役所に求められる機能

- 自治基本条例で定められた区役所の位置付け及び区長の役割を前提として、区における課題を、市民の参加と協働により地域で主体的に解決することを目的に、多様な意見を出し合い、議論・意見交換できる環境を制度として保障していく必要がある。

（２）参加する市民の代表性のあり方

- 参加者の意見を区行政及び市政に反映するよう努めることとする区民会議の制度趣旨から、参加する市民の代表性が課題となる。
- 参加者に代表性を求めるのではなく、「参加の場」の透明性の確保や、出された意見を多様な対話に基づく、真摯な意見交換の結果としていくことが重要である。
- また、より多くの方の参加を得るため、これまで参加のきっかけがなかった市民への働きかけも必要である。

（３）コミュニティ施策の推進と地域で支え合う関係づくり

- 「参加と協働による地域の課題解決」の機能は、行政主導の協働スタイルを見直し、多様な主体による「新たなしくみ」による市民創発型の課題解決を目指すこととし、「区における行政への参加」の機能は、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との関係性も含めて検討をする必要がある。
- 地域における人と人との多様なつながりの機会が不足しているという意見もあるなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や地域防災の取組等、地域で実践する課題解決の取組に向けて、日々の暮らしや災害時において地域で支え合う「互助」の関係づくりも重要である。

（４）これまでの制度運用における課題

- 「委員構成に偏りがあった」などの意見があり、附属機関という枠組みで、実施形式を柔軟に変更することができなかったことにも、これまでの制度運用における課題の要因があった。
- 区民会議委員は、各分野から選出された後に、議題やテーマを選んでいたことから、決まったテーマによっては、委員自身にとって関心が薄く「自分ごと」として感じられなかったという指摘があった。
- 意見交換にとどまらず、課題解決の取組まで議論し、その結果を区行政及び市政の反映に努めるため、そのしくみを検討する必要がある。

2 制度運用の方向性

（１）方向性

- 大都市における市民自治充実の観点から、身近な区を単位として、「新しい参加の場」を制度として保障・充実させるため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進しながら、今まで以上に、より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充を図る。
- 「新しい参加の場」については、一律の枠組みを最初から決めるのではなく、議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする。
- より複雑化する地域課題に対応するため、「新しい参加の場」での対話による相乗効果と区役所と局等相互の適切な調整により、地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進する。

（２）基本的な考え方

①市民自治の充実に向けた参加機会の拡充

- 今までの参加者はもちろんのこと、参加のきっかけがなかった市民、無関心層など、より多くの方の参加を得るため、様々な参加手法や実施方法の工夫により、参加機会の拡充を図る。
- 「新しい参加の場」をより良いしくみとするため、試行の取組と継続的な意見聴取を推進する。

②多様な市民意見の聴取を可能とする柔軟なしくみ

- 多様な市民意見を聴取するために、世代や地域活動への積極性など属性が異なる多くの人に参加できるように取り組む。
- 議題やテーマに応じて、その都度、弾力的に運用できる柔軟なしくみとする。

③新たな価値を創出する市民創発を促す場

- 「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」と「新しい参加の場」が連携することで相乗効果を生み出し、市民創発型の課題解決の取組を推進する。
- 場の持ち方や実施形式、プログラム構成等を工夫することにより、参加者の対話による市民創発を促し、今まで考えもしなかった、思いもよらない解（新たな解）を導きだすことを目指して取り組む。

④組織間での調整機能の適切な運用等による課題解決の取組の底上げ

- 行政以外との協働による解決や主として地域における自主的な取組による市民創発型の解決を目指すものは、「新しい参加の場」の構成メンバーのつながりや、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」等との有機的な連携などにより、課題解決の取組を検討・調整する。
- 行政との協働による解決や、市・区の事業として解決を目指すものについては、関係部署や既存会議等と連携を取りながら、区における総合行政の推進に関する連絡・調整機能を適切に運用し、行政サービスの向上・課題解決の取組の底上げを図る。

第5章 「新しい参加の場」の基本的な枠組み

1 具体的な取組の方向性

「新しい参加の場」に関する具体的な取組については、以下の方向性を基本として、試行実施に向けて検討を進めていく。

①若い世代や新しい人材の確保、ポストコロナ時代を見据えた取組の工夫

- 現在、地域で活動されている方々に加え、特に若い世代や新たな人材の参加や、ポストコロナ時代を見据えて、新しい生活様式を踏まえた参加の場の整備や、オンラインでの実施など積極的なICTの活用、平日夜間や休日開催など開催手段・時期を工夫して取り組む。

②地域の実情を踏まえた議題・テーマの設定

- 地域で生活している市民の実感に基づく課題であることが大変重要である一方で、「区における行政への参加」という観点からは、行政計画等へ市民意見を反映するため市民参加による場の設定が必要なものもある。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や日々の相談業務などで「区役所が把握している課題」及び、「地域で活動している個人・団体等が把握している課題」であって、市民の参加及び協働により課題解決に向けた取組を進める必要があるものを「議題・テーマ」として行政が設定する。

③場づくりのコーディネート機能

- 意見が対立したり、異質で個性的な意見が出されたりする場合であっても、それぞれの意見を排除することなく、意見交換の場をコーディネートしていかなければならない。
- 行政職員のファシリテート能力の向上の取組だけでなく、必要に応じて第三者としての立場でのファシリテーターを配置するなど、市民創発を促すため、場づくりのコーディネートに取り組む。

④参加の場のプロセスデザイン

- 「新しい参加の場」について、地域課題の解決に向けた企画・立案、実践、評価・検証等のどの段階に設定するかによって、意見交換した結果をどのように「反映」していくのが異なる。
- 地域課題を「自分ごと化」して、自分たちなら何ができるかという視点を持ちながら、具体的な解決方法と担い手となる実施主体についても議論し、課題解決を見据えた運用を目指す。

2 開催に関するガイドライン

開催形式等は、以下の内容を基本として、試行実施までに詳細について検討を進めていく。

(1) 「新しい参加の場」及び参加者の位置付け

- ・他の法令や制度に基づく参加機会が確保されているものを除き、区における行政への参加として、参加と協働による区における地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって、意見交換・議論する場を創出する。
- ・附属機関とはせず、議題やテーマに応じて、弾力的に運用できる柔軟かつ、より多くの市民が参加できるしくみとする。
- ・参加者は附属機関の委員ではないため、委嘱等は行わない。

(2) 開催単位

- ・区域レベルの新たなしくみの一つとして各区で開催する。

(3) 開催主体

- ・自治基本条例における区の役割に基づき、区役所が主催する。

(4) 実施形式の例

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ①ラウンド・ミーティング型（小規模） | ③レクチャーフォーラム・シンポジウム型（大規模） |
| ②ワークショップ型（中規模） | ④混合型 |

(5) 意見集約や提言等

- ・附属機関ではないため、聴取した個別意見を意見交換の結果として取りまとめる。

(6) 区民会議のリニューアルに向けた取組であることの明示

- ・名称等も自由に決めることが可能だが、区民会議のリニューアルに向けた取組であることを明示する（明言する文言、名称、方法等は試行実施までに検討）。

(7) 構成メンバー（参加者）の選出・人数・任期

- ・議題やテーマに応じて、構成メンバーや人数などを設定する。

(8) 構成メンバー（参加者）の役職等

- ・会長等の役職は設けず、構成メンバーが対等な立場での意見交換・対話の場とする。

(9) 構成メンバー（参加者）への対価

- ・参加者への対価（謝礼金）は原則支払わない。
- ・無作為抽出や有識者からの意見が必要な場合等は、必要に応じて、対価（謝礼金）を支払うことができる。

(10) 公開

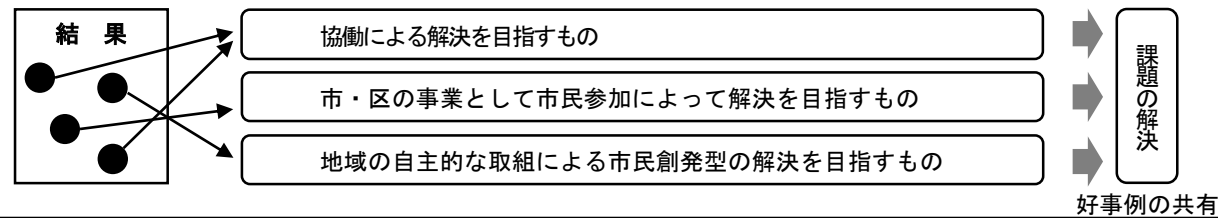
- ・「新しい参加の場」は公開とし、ＩＣＴを積極的に活用し、開催時間にかかわらず傍聴できる工夫をする。

(11) 開催記録

- ・記録を作成し、市（区）ホームページに掲載するほか、各区で閲覧できるようにする。

(12) 実施結果の取扱い

- ・「新しい参加の場」での結果は、ひとつとは限らず、それぞれの結果を、市民と行政が、その役割と責任において、課題の解決に取り組む必要がある。
- ・課題の解決においては、その取組を一から実施するものや、既にある取組や活動を活かしながら進めるものもあることから、その取組の熟度に応じながら実施内容を決める必要がある。



3 今後の検討課題

- ・町内会・自治会への説明、元区民会議委員への説明会やアンケートでいただいた御意見等について、この考え方に、一部を反映するとともに、今後の試行実施及び「新しい参加の場」の取組を推進する上での検討課題とした。

<町内会・自治会への説明>

<元区民会議委員への説明会>

名称	日付	場所	回数	日付
中原区町内会連絡協議会「役員会」	令和２年11月19日	中原区役所	第1回【宮前区】	令和２年12月18日
橘地区町会長会議	令和２年11月26日	橘出張所	第2回【幸 区】	令和2年12月21日
全町連役員会	令和２年12月1日	総合自治会館	第3回【川崎区】	令和2年12月21日
川崎区連合町内会理事会	令和２年12月11日	川崎区役所	第4回【麻生区】	令和2年12月22日
麻生区町会連合会理事会	令和２年12月11日	麻生区役所	第5回【多摩区】	令和2年12月22日
高津地区連合町内会町会長会議	令和２年12月14日	高津区役所	第6回【高津区】	令和2年12月23日
多摩区町会連合会 役員会	令和２年12月18日	多摩区役所	第7回【中原区】	令和2年12月23日
幸区町内会連合会	令和２年12月21日	幸区役所		

(1) 主な意見・質問等（元区民会議委員説明会・アンケート）

- ・意見をしたものが、結果としてどう反映されるのか。
- ・議題やテーマは誰が決めるのか。
- ・誰が「新しい参加の場」に参加することになるのか。
- ・市民が事務局に入る必要があるのではないか。
- ・行政が責任を持ってやるべき。
- ・課題はソーシャルデザインが拾い上げるのか。
- ・若い人たちから率直な意見を汲み上げて、参加を促進できるしくみを期待 など



(2) 今後の検討課題

- 議題・テーマの具体的な設定方法
- 構成メンバーの具体的な選出方法
- 運営への市民参加
- 具体的な課題解決に向けた調整フロー
- 「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」との具体的な連携方法

第6章 今後のスケジュール

- ・令和3（2021）年度中に「新しい参加の場」の試行実施を開始し、約2年間の試行期間を設け、令和5（2023）年度に試行実施と併せて検証作業を行い、令和6（2024）年度の本格実施を目指して取組を進める。
- ・各区における試行実施の間も継続的に意見聴取を行い、本格実施後も柔軟なしくみとして、常に試行錯誤し改善を図る。

